

全教職員、学生 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた1月8日以降の対応・取組について

令和3年1月7日、国は東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、福島県も福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を1月8日付けで改定する見込みです。

全国的に、新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからない状況が続いています。本県においても、各地でクラスターが相次いで発生し、病床利用率も急激に上昇しており、医療提供体制の負担が増大するなど大変厳しい状況下にあると考えています。

我々は、県内の感染状況が一段階悪化していることを認識し、いどこで感染が拡大してもおかしくないという危機感をより一層強めなければなりません。

本学における基本的な感染対策は、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた8月28日以降の本学の対応・取組について」によることとなりますが、今般の国の決定等を踏まえ、本日から2月7日までの間、重点的に下記の対応・取組を進めることとしますので、感染拡大防止の徹底に努めるよう願います。

記

- 1 県の内外、公私を問わず、外出に際しては、その必要性を慎重に判断するとともに、外出先の感染状況等を確認し、細心の注意を払った上で行動すること。
- 2 緊急事態宣言が発令されている地域への移動は原則、自粛すること。止むを得ない事由から移動する場合は、所属長（学生は教育研修支援課）に事前に報告し、移動後2週間は行動歴を記録すること。
- 3 緊急事態宣言が発令されている地域から通勤する者、当該地域へ通勤する者は、可能な限り在宅勤務を活用すること。
- 4 クラスター発生の要因と指摘される大人数・長時間に及ぶ飲食等は厳に慎むこと。

令和3年1月8日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一